

## こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税について

### 【概要】

日本では、病気やけがをしたときに安心してお医者さんや病院にかかれるように、すべての人がなんらかの公的な医療保険に入ることになっています。社会保険や後期高齢者医療制度などに入っていない人は、国民健康保険に入らなければなりません。手続きが遅れると、さかのぼって国民健康保険税が課税されます。

### 【納税義務者】

国民健康保険に加入している世帯主を納税義務者として課税します。ただし、国民健康保険に加入していない世帯主であっても、その世帯に国民健康保険に加入している人がいると、その世帯主を納税義務者として課税します。

### 【賦課期日と月割課税】

1 賦課期日 その年度の4月1日

2 月割課税 賦課期日（4月1日）後に国民健康保険への加入、離脱及び異動（出生・死亡・転入・転出・他保険加入・他保険離脱など）があった場合、月末に資格がある分だけの月割課税となり、加入していた期間だけ課税されます。

### 【税額や納税通知書について】

税額は、世帯全体の加入者の人数や加入者一人一人の前年の所得をもとに決められますので、世帯の状況によって異なります。毎年度、7月中旬に当初の通知書を、それ以降は原則として手続した翌月に通知書（変更通知など）を送付します。納め方は通常、7月から翌年2月までの8回で納めていただきます。

※詳しくは国民健康保険課（1階16番窓口） TEL 0276-47-1966 へお問い合わせください。